



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 298 号 令和 3 年 3 月 5 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
1 3 7	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
1 3 8	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
1 3 9	指定介護予防サービス事業の廃止について届出があった件	同
1 4 0	労働組合法の規定による候補者の推薦を求める件	労働雇用戦略課
1 4 1	漁港区域に係る海岸保全区域を指定する件の一部を改正する件	農林水産基盤整備局 生産基盤課
1 4 2	保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
1 4 3	道路の供用を開始する件	道路整備課
1 4 4	同	同

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
3	特定調達契約について一般競争入札に付する件	

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
2	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
3	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件		
4	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件		
5	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件		
6	不在者投票を行うことができる施設を指定した件の一部を改正する件		

【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
2	徳島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則		
3	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則		
4	交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則		

徳島県告示第百三十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第二十七号又は規定する廃ガス洗浄施設及び同表第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和三年三月五日から

令和三年三月二十六日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定居宅サービス事業者		指定居宅サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
株式会社ハピネス・ラボ	徳島市川内町加賀須野四四四番地二	ヘルパーステーションきらり	徳島市南昭和町六丁目二〇番地一	訪問介護	令和二年十二月十八日	令和三年一月三十一日
有限会社夢	同 鮎喰町二丁目三〇番地の四	訪問看護ステーションほし	同 鮎喰町二丁目三〇番地の四	訪問看護	令和三年一月五日	同 二月六日
医療法人平成博愛会	同 勝占町惣田九番地	平成デイセンター	同 勝占町松成五〇番地一	通所介護	令和二年十二月二十八日	同 一月三十一日
社会福祉法人平成記念会	同 松成四六番	平成デイサービスセンター八万	同 八万町下福万一二八番八八	同	令和三年一月五日	同
株式会社ライフサービス	板野郡松茂町笹木野字八下三三番二	デイサービス「笹木野」	板野郡松茂町広島字鍬ノ先二二番地三	同	令和二年十二月二十五日	同
株式会社ケーズワークス	吉野川市山川町堤外五番地一七	あるくアンサンブル	吉野川市山川町堤外五番地一七	同	同 二十二日	同

徳島県告示第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

有限会社夢	名称	指定介護予防サービス事業者	名称	指定介護予防サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出	廃止
徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四	所在地	訪問看護ステーションほし	徳島市鮎喰町二丁目三〇番地の四	所在地	介護予防訪問看護	令和三年一月五日	令和三年二月六日

徳島県告示第四百十号

徳島県労働委員会の第四十八期の使用者委員及び労働者委員について、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第十九条の十二第三項及び労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定に基づき、次のとおり候補者の推薦を求めらる。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 推薦資格

- 1 使用者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有する使用者団体とする。
 - 2 労働者委員候補者を推薦する資格のあるものは、本県の区域内のみに組織を有し、かつ、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。
- 二 委員候補者の資格
- 法第十九条の十二第六項において準用する法第十九条の四第一項の規定による欠格者及び法令の規定により兼職に関する制限を受ける者でないこと。

三 推薦期間

令和三年三月五日（金曜日）から同年四月九日（金曜日）まで

四 推薦手続

- 1 使用者団体
この推薦手続に参加する使用者団体は、推薦書に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- (一) 定款又は会則
- (二) 事業計画
- (三) 役員名簿（役職名、氏名、所属事業所名及び生年月日を記載したもの）
- (四) 会員名簿
- (五) 労働組合に関する業務参考資料

2 労働組合

この推薦手続に参加する労働組合は、資格審査申請書に次に掲げる書類を添付して徳島県労働委員会に提出し、三の推薦期間中に法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の証明を受け、その証明書を添えて推薦書を提出すること。

なお、資格審査申請書は、令和三年三月十九日（金曜日）までに、徳島県労働委員会に提出すること。

- (一) 組合規約
- (二) 労働協約（労働協約に付随する覚書等を含む。）
- (三) 組合役員名簿
- (四) 組合会計の決算書の写し
- (五) 職制及び非組合員の範囲一覧表
- (六) 組合組織一覧表

五 推薦の方法

この推薦手続により提出する書類は、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課に提出す

徳島県告示第四百十一号

昭和三十四年徳島県告示第三百六十号（漁港区域に係る海岸保全区域を指定する件）の一部を次のように改正し、令和三年三月五日から施行する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表紀伊水道西の伊島漁港の伊島地区の頂を次のように改める。

伊島地区

一 指定場所

起点＝阿南市伊島町瀬戸一七〇番地

終点＝阿南市伊島町伊吹

二 指定区域

基点一から基点一八までを順次に結んだ線、基点一八と補助点一八を結んだ線、補助点五、四、三、二及び一を順次に結んだ線並びに補助点一と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域

三 基点及び補助点の表示

基点一・・・一号表示杭（世界測地系に従う平面直角座標第 系X＝九四、

四九一・四四三、Y＝一二〇、九六七・一一二）

基点二・・・基点一から北二三六度線上〇一メートルの二号表示杭

基点三・・・基点二から北一七〇度線上三六メートルの三号表示杭

基点四・・・基点三から北一四八度線上五九メートルの四号表示杭

基点五・・・基点四から北一四八度線上九五メートルの五号表示杭

基点六・・・基点五から北一五五度線上四八メートルの六号表示杭

基点七・・・基点六から北二四〇度線上一六メートルの七号表示杭

基点八・・・基点七から北一六三度線上五・五メートルの八号表示杭

基点九・・・基点八から北一二〇度線上五・二メートルの九号表示杭

基点一〇・・・基点九から北一七五度線上三・七メートルの一〇号表示杭

基点一一・・・基点一〇から北一五六度線上二五メートルの一一号表示杭

基点一二・・・基点一一から北一〇〇度線上六・七メートルの一二号表示杭

基点一三・・・基点一二から北一三四度線上七・二メートルの一三号表示杭

基点一四・・・基点一三から北二一五度線上二・二メートルの一四号表示杭

基点一五・・・基点一四から北一五〇度線上一・七メートルの一五号表示杭

基点一六・・・基点一五から北二〇〇度線上一・二メートルの一六号表示杭

基点一七・・・基点一六から北一九七度線上六・六メートルの一七号表示杭

基点一八・・・基点一七から北二三三度線上二〇メートルの一八号表示杭

補助点一・・・基点一から北三二六度線上四〇メートルの点

補助点二・・・基点二から北二九七度線上四六メートルの点

補助点三・・・基点三から北二四四度線上四〇メートルの点

補助点四・・・基点四から北二四四度線上四四メートルの点

補助点五・基点五から北二三五度線上四五メートルの点
補助点一八・基点一八から北二五五度線上三〇メートルの点

徳島県告示第四百十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

三好市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

三好市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第四百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

2 0	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メ ー ト ル)	供 用 開 始 の 期 日
		石井 神山	名西郡神山町阿野字北馬喰草 四六番一地从 同 三七番五地先まで	八五・〇	令和三年三月五日

徳島県告示第四百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎において、令和三年三月五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和三年三月五日

徳島県知事

飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

284	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		山口鉦打	阿南市新野町月夜一四番一 地先から 同 先まで 一六一番地	一九一・二	令和三年三月五日

徳島県病院局告示第三号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定において例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年三月五日

徳島県病院事業管理者 香 川 征

一 入札に付する事項

- 1 購入物品等の件名及び数量
遠隔操作型手術支援ロボットシステム一式の賃貸借
- 2 購入物品等の特質等
入札説明書による。
- 3 借入期間
令和三年五月二十八日から令和六年五月二十七日まで
- 4 納入場所
入札説明書による。

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書（仕様内容を除く。）及び契約条項についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 一三三三三）

四 仕様内容についての問合せ先

徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課経営戦略担当（電話〇八八 六二一 一三三三三）

五 入札に参加する者に求められる事項等

1 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した特質等に適合するものであることを証明する書類等（以下「応札仕様書」という。）を、県の指定する様式により、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出しなければならない。なお、提出した応札仕様書に関し県から説明

を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書の受領期限、提出場所及び提出方法

- (一) 受領期限
令和三年四月十六日（金曜日）午後五時
- (二) 提出場所
郵便番号七七〇 八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課経営戦略担当
- (三) 提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）

六 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (一) 日時
令和三年四月二十三日（金曜日）午前十一時
 - (二) 場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局会議室
 - (三) 入札書の提出方法
直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。）
- ### 2 郵送による場合の入札書の受領期限及び宛先
- (一) 受領期限
令和三年四月二十二日（木曜日）午後五時
 - (二) 宛先
郵便番号七七〇 八五七〇
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県病院局経営改革課経営戦略担当

3 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

5 入札保証金及び契約保証金 免除

6 入札の無効

- (二)(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であつて

封書の表面に「何々入札書在中」と朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名押印のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五によりこの公告及び入札説明書に示した物品等の納入について証明した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

8 契約書の作成の要否

要

9 その他

詳細は、入札説明書による。

七 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased

Lease of "Remote-controlled surgery support robot system"

2 Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification

5:00 p.m, April 16, 2021

3 Date of Tender

11:00 a.m, April 23, 2021

(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m, April 22, 2021)

4 Contact point for the notice

Management Reform Division, Prefectural Hospitals Bureau

Tokushima Prefectural Government

1-1Bandai-cho, Tokushima City, Tokushima Prefecture

Phone: 088-621-2323

徳島県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	徳岡こういち後援会
代表者の氏名	徳岡 宏 一
会計責任者の氏名	徳岡 周子
主たる事務所の所在地	海部郡海陽町穴喰浦字穴喰三三四番地の一
届出年月日	令和三年一月五日

徳島県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島バス労組	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
				新	旧	
徳島バス労組	花本靖後援会	武市 功	代表者の氏名	武市 功	武市 憲一	令和二年十二月十六日
	秋岡芳郎後援会	福居士郎	代表者の氏名	福居士郎	村上菊雄	令和二年十二月二十三日
	三木とおる後援会	柿成昇司	代表者の氏名	柿成昇司	尾賀俊吉	令和二年十二月二十五日
	J A 東とくしま農政協議会	荒井義之	主たる事務所の所在地	小松島市立江町字大田ノ浦 一 一番地の一四	小松島市堀川町三番八号	令和二年十月十九日
	徳島県理学療法士連盟	遠藤幸伸	主たる事務所の所在地	六・一 吉野川市鴨島町牛島二二一	六・八尾崎秀樹方 吉野川市鴨島町知恵島二九	令和三年一月五日
	浜田保徳後援会	吉田優子	代表者の氏名	吉田優子	花枝吉浩	令和二年十二月三十日
	会計責任者の氏名	岡本大治	氏名	岡本大治	岩生大治	令和三年

福谷みきお後援会	影治信良後援会	三好市医師連盟		交通政策研究会
福谷美樹夫	今川泰伸	安宅芳夫		松本忠宏
氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	氏名 会計責任者の	代表者の氏名	所在地 主たる事務所の
市瀬薫子	森本利幸	久原孝	安宅芳夫	鳴門市大麻町牛屋島字堂ノ 前一六番地
宮本啓子	田中清介	安宅芳夫	内田知行	鳴門市大麻町大谷字道の上 一番地
二 月 一 日	令 和 三 年	二 月 一 日	令 和 三 年	一 月 二 十 一 日

徳島県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
ふじさわけんじ後援会	藤澤健司	令和二年十二月十五日
多田敬後援会	多田敬	令和二年十二月三十日
西林幹展後援会	日下重利	令和二年十二月三十一日
みんなでいっしょに前へ！実行委員会	野村菜月	令和二年十二月三十一日
浜田保徳後援会	吉田優子	令和二年十二月三十一日
片田まゆみ後援会	片田真弓	令和二年十二月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日	
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
徳 岡 宏 一	海陽町長	徳岡こういち後援会	海部郡海陽町穴喰浦字穴喰三三四番地の一	徳 岡 宏 一	令 和 三 年 一 月 五 日

徳島県選挙管理委員会告示第六号

平成十九年徳島県選挙管理委員会告示第十号（不在者投票を行うことができる施設を指定した件）の一部を次のように改正し、令和三年二月二十一日から施行する。

令和三年三月五日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一の表中144の項の次に次のように加える。

145	稲山病院 介護医療院	徳島市南田宮4丁目3番9号
146	木下病院介護医療院	徳島市南末広町4-70
147	介護医療院 鳴門山上病院	鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205番地の29
148	徳島ロイヤル病院介護医療院	小松島市中田町字新開48番地
149	介護医療院鴨島病院	吉野川市鴨島町内原432番地
150	介護医療院美摩病院	吉野川市鴨島町上下島497

徳島県公安委員会規則第二号

徳島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

徳島県警察国有物品管理規則（昭和三十九年徳島県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する総理府令」を「都道府県警察に無償使用させる警察用の国有財産及び国有物品の取扱いに関する内閣府令」に改める。

第三条の二中「物品管理法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）第九条第五項に規定する」を「物品の管理に関する事務の一部を処理する」に改める。

第四条第四項及び第五条第四項中「二週間以上引き続いて」を削る。

第八条第二項中「物品供用員」を「物品管理職員」という。）に、「供用中の物品」を「供用中の物品（消耗品を除く。）」に、「別表第一」を「様式第一号」に、「ちよう付」を「貼付」に改める。

第九条中「様式第一号」を「様式第二号」に改める。

第十条第一項中「様式第二号」を「様式第三号」に改める。

第十二条第二項中「備品」を「重要物品及び備品」に、「押印」を「使用者名を記入」に改める。

第十四条第一項中「ないもの」の次に「又は供用することができないもの」を加える。

第十五条第一項中「のうち」の次に「、供用の必要がない又は」を加え、「物品不用決定書」を「供用不適品等報告書」に改め、同条第二項中「前二項」を「前項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「物品出納員又は物品供用員」を「物品管理職員」に、「物品修繕改造書（様式第八号）」を「物品修繕（改造）書（様式第九号）」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 警察本部長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに物品返還書（様式第八号）により物品管理官（府令第一条第四号の物品管理官をいう。）に返還しなければならない。

第十六条中「物品出納員又は物品供用員（以下「物品管理職員」という。）」を「物品管理職員」に、「様式第九号」を「様式第十号」に改める。

第十七条中「様式第九号の二」を「様式第十一号」に改める。

第十九条中「様式第十号」を「様式第十二号」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

2 物品供用員は、前項に規定する点検を実施したときは、その結果を物品点検結果報告書（様式第十三号）により警察本部長に報告しなければならない。

第二十一条中「物品出納員及び物品供用員」を「物品管理職員」に、「別表第一の二、第二」を「様式第十四号、第十五号」に、「別表第三、第四」を「様式第十六号、第十七号」に改める。

第二十二条中「様式第十一号」を「様式第十八号」に改め、「、後任の物品管理職員と

ともに記名して押印し」を削り、「物品出納簿等に添附」を「物品出納簿又は物品供用簿に添付」に改め、「し、これに記名して押印」を削り、同条を第二十三条とし、第二十一条の次に次の一条を加える。

（物品の異動の整理区分）

第二十二條 前条に規定する物品の異動は、物品出納員にあつては別表第一に、物品供用員にあつては別表第二に規定するところにより区分して整理しなければならない。

別表第一から別表第四までを削り、附則の次に別表として次の二表を加える。

別表第1（第22条関係）

物品出納員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
無償使用	物品管理官から無償使用した場合
供用	物品を物品供用員に供用する場合
供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
返納	物品を物品供用員から返納させる場合
返還	無償使用している物品を物品管理官に返還する場合
亡失	物品の亡失について整理する場合
雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

別表第 2 (第22条関係)

物品供用員に係る整理区分

区分	区分に該当する場合
受領	物品を物品出納員又は他の物品供用員から受領する場合
供用	物品を使用職員に供用する場合
引渡	物品を他の物品供用員に引き渡す場合
返納	物品を物品出納員に返納する場合又は物品を使用職員から返納させる場合
亡失	物品の亡失について整理する場合
雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

る。様式一号から様式第十一号までを削り、別表第二の次に様式として次の十八様式を加える。

様式第1号(第8条関係)

物品整理票	
分類Ⅱ	
品目	
番号	
供用場所	

備考

- 1 この整理票の大きさは、縦3.6センチメートル、横5.5センチメートルを基準とする。
- 2 番号欄は、物品番号及び品目ごとの所属別番号を付すること。
- 3 この整理票により表示し難いものについては、製造において取り付けた銘板等を利用することや、極小な物品については、適宜の方法をもって表示するものとする。

様式第2号（第9条関係）

				第	号
				年	日
本 部 長	物品出納員 (会計課長)	回	議	係 員	
	物品供用員 (所属長)	回	議	係 員	所 属 名
<p>物 品 保 管 委 託 書</p> <p>次のとおり保管委託をしてよろしいか。</p>					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	品質・規格	数 量	保 管 委 託 期 間	
				年 月 日 から	
				年 月 日 まで	
保管委託理由					
保 管	所在地				
委託先	委託先				
保管委託条件					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日	(記載者名)	年 月 日	(記載者名)		

様式第3号（第10条関係）

第 号		命 令 番 号	払出受領命令第 号		
年 月 日		命令年月日	年 月 日		
本 部 長	物品出納員 (会計課長)	回 議		係 員	
	物品供用員 (所属長)	回 議	係 員	所 属 名	
物 品 供 用 書					
次のとおり供用を請求する。 命令					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	品質・規格	数量	単位	摘 要
使用目的					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日		(記載者名)	年 月 日		(記載者名)

様式第4号（第11条関係）

第 号		命 令 番 号	引 渡 受 領 命 令 第 号		
年 月 日		命 令 年 月 日	年 月 日		
本 部 長	物 品 供 用 員 (会 計 課 長)	回 議		係 員	
	物 品 供 用 員 (所 属 長)	回 議	係 員	受 領 所 属 名	
	物 品 供 用 員 (所 属 長)	回 議	係 員	払 出 所 属 名	
物 品 供 用 換 書					
次のとおり供用換を請求する。 命令					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	摘 要
供用換の理由					
物 品 出 納 簿 登 記 済		物 品 供 用 簿 登 記 済 (受)		物 品 供 用 簿 登 記 済 (払)	
年 月 日	(印)	年 月 日	(印)	年 月 日	(印)

様式第 6 号 (第14条関係)

第 号		命 令 番 号	引渡受入命令第 号		
年 月 日		命令年月日	年 月 日		
本 部 長	物品出納員 (会計課長)	回	議		係 員
	物品供用員 (所属長)	回	議	係 員	所 属 名
物 品 返 納 書					
次のとおり返納を してよろしいか。 命令する。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	品質・規格	数量	単位	摘 要
返納の理由					
物品の現況					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日	(記載者名)		年 月 日	(記載者名)	

様式第7号（第15条関係）

			第 年 月 日
本部長	物品出納員 (会計課長)	回 議	係 員
<p>供 用 不 適 品 等 報 告 書</p> <p>報告する。 次のとおり供用不適品等を返還してよろしいか。 返還を命ずる。</p>			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	品質・規格	数 量	摘 要
返還理由			
物品の現況			

様式第 8 号 (第15条関係)

第 号 年 月 日			
物品管理官 徳島県警察本部長 殿			
徳島県警察本部長			
物 品 返 還 書			
次のとおり物品を返還する。			
分 類 I	分 類 II	細 分 類	
警 察 庁			
品 目	品 質 ・ 規 格	数 量	摘 要
返還理由			
物品の現況			
物 品 管 理 簿 登 記 済		物 品 出 納 簿 登 記 済	
年 月 日	(記載者名)	年 月 日	(記載者名)

様式第9号（第15条関係）

						第	号
						年	日
本 部 長		物品出納員 (会計課長)	回		議	係 員	
		物品供用員 (所属長)	回		議	係 員	所 属 名
物 品 修 繕 (改 造) 書 次のとおり修繕(改造)してよろしいか。							
分 類 I		分 類 II		細 分 類			
警 察 庁							
物品番号	品 目		品質・規格	数量	単位	所要時期	摘 要
修繕(改造)理由				修繕(改造)条件			
修繕(改造)内容							
物 品 出 納 簿 登 記 済				物 品 供 用 簿 登 記 済			
年 月 日		(記載者名)		年 月 日		(記載者名)	

様式第10号(第16条関係)

第 号 年 月 日					
徳島県警察本部長 殿					
物品供用(出納)員 (所属名) 官 職 氏 名					
物 品 亡 失 (損 傷) 報 告 書					
次のとおり物品を亡失(損傷)したから報告する。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	数量	単位	価 格	摘 要
1 亡失(損傷)年月日, 時及び場所 (1) 年月日時 (2) 場所					
2 事故の相手方 (1) 住所 (2) 氏名 (3) 年齢 (4) 職業					
3 修理見積額及び修理の内容					
4 亡失(損傷)の原因となった事実の詳細					
5 亡失(損傷)事故発見の動機					
6 亡失(損傷)事故発見後の措置					
7 平素における管理の状況					
8 その他の参考となる事項					

様式第11号(第17条関係)

年 月 日					
物品供用員 殿 (所属長)		使用職員 (所属名) 官 職 氏 名			
使用物品亡失(損傷)報告書					
次のとおり物品を亡失(損傷)したから報告する。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
警 察 庁					
物品番号	品 目	数量	単位	損 害 額	摘 要
亡失(損傷)の日時			亡失(損傷)の場所		
年 月 日 時 分頃					
亡失(損傷)の原因となった事実の詳細					
物品の亡失(損傷)及び人身の障がいの状況					
物品の亡失(損傷)発見後の処理状況					
物品の亡失(損傷)当時における保管状況					
その他の参考事項					

様式第12号(第19条関係)

	年	月	日
徳島県警察本部長 殿			
	検査員	官職	氏名
	立会人	官職	氏名
検 査 書			
徳島県警察国有物品管理規則第18条第1項の規定により、次の者につき検査したところ□□□□物品管理をしているものと認める。			
	(所属名)		
	物品管理職員		
	官職	氏名	
	管理期間	年 月 日から	
		年 月 日まで	

備考 交替の場合には、前任者の官職氏名及びその管理期間を明示すること。

物 品 点 検 結 果 報 告 書

年 月 日

徳島県警察本部長 殿

物品供用員
所属名
官職
氏名

徳島県警察国有物品管理規則第20条の規定により、当所属で供用中の物品の使用状況について点検を行った結果は、下記のとおりであったので報告する。

点 検 実 施 日 (前回の点検日)	年 月 日 (年度 第 四半期) (年 月 日)
点 検 結 果	
備 考	

様式第18号(第23条関係)

引 継 書

物品出納(供用)簿 冊

物品出納(供用)関係書類

(名 称) 冊

(名 称) 冊

上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。

年 月 日

前任物品出納(供用)員
官 職 氏 名

後任物品出納(供用)員
官 職 氏 名

附 則

1 この規則は、令和三年三月五日から施行する。

2 経過措置

この規則による改正前の徳島県警察国有物品管理規則に規定する様式による書面については、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

徳島県公安委員会規則第三号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月五日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「企画課」の次に「留置管理課」を加え、「教養課」を削り、同条第四項中「留置管理室」を「人材育成推進室」に改める。

第三条の二第十号を削る。

第五条第一項第八号から第十号までを次のように改める。

八 職場教養に関する事。

九 学校教養に関する事。

十 術科教養に関する事。

第五条第一項第十号の次に次の三号を加える。

十一 警察教養施設の使用管理に関する事。

十二 警察機関誌の編集に関する事。

十三 前各号に掲げるもののほか、部内の連絡調整に関する事。

第五条第三項を次のように改める。

3 人材育成推進室は、第一項に掲げる事務のうち第八号から第十二号までの事務をつかさどる。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（留置管理課）

第五条の三 留置管理課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 留置施設の管理並びに被留置者の処遇及び護送に関する事。

二 留置施設視察委員会に関する事。

第六条に次の一号を加える。

四 苦情の取扱い（第三条第一項第二号に属するものを除く。）に関する事。

第七条を削り、第七条の二を第七条とする。

第十条の三第一号中「子ども」を「子供」に改める。

第十六条第一項中「二隊」を「一隊」に改め、「交通機動隊」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十八条第三項の表以外の部分中「留置管理室」を「人材育成推進室」に改め、同項の表留置管理室の部を次のように改める。

	人材育成 推進室長	上司の命を受けてその所掌に属する 事務を掌理する。	警視又は警察官 以外の警察職員
上席師範		術科教養の指導に関する事務を処理	警察官以外の警

人材育成推進			
師範	室長補佐	指導官	
する。	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	する。
警察官以外の警察職員	警部	警部	察職員

第二十八条第四項の表企画課の部の次に次のように加える。

留置管理課	留置管理調査官	留置管理の企画及び指導に関すること。	警部
-------	---------	--------------------	----

第二十八条第四項の表教養課の部、同表地域課の部地域指導管理官の項、同表通信指令課の部通信指令管理官の項、同表少年女性安全対策課の部少年事件管理官の項及び同表生活環境課の部生活経済・環境事犯捜査管理官の項を削り、組織犯罪対策課の部に次のように加える。

組織犯罪対策調査官	組織犯罪対策の企画及び指導に関すること。	警部
-----------	----------------------	----

第二十八条第四項の表鑑識課の部鑑識管理官の項、交通規制課の部交通規制管理官の項及び交通指導課の部交通捜査管理官の項を削り、運転免許課の部交通聴聞官の項中「及び」を「及び」に、「並びに意見の聴取並びにその不服の申立て」を「意見の聴取及び不服申立て」に改め、同部講習管理官の項を削る。

第三十一条の表課長の項の次に次のように加える。

課長代理	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部
------	----------------------	----

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第4号

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月5日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

交番等の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番等の設置に関する規則（昭和47年徳島県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表徳島県牟岐警察署の部署所在地の項及び同部美波町桜町駐在所の項を次のように改める。

桜町交番	海部郡美波町奥河内字寺前71番地2	海部郡牟岐町 海部郡美波町のうち 恵比寿浜 日和佐浦 奥河内 山河内 西川内 北河内 赤松
------	-------------------	---

第2条の表徳島県阿波吉野川警察署の部美郷駐在所の項の次に次のように加える。

阿波東交番	阿波市吉野町西条字町口161番地1	阿波市のうち 吉野町 土成町のうち 秋月 浦池 郡 土成 成当 水田
-------	-------------------	--

第2条の表徳島県阿波吉野川警察署の部吉野町五条駐在所の項から同部土成町成当駐在所の項までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。